

新たな組織体制と医療行政における飛躍

上田 克彦

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長

2025年度の年度末を迎え、会員の皆さまにおかれましては、約5年間全国各地で開催されました告示研修を多数受講いただき、厚生労働省が示した目標数値を達成できましたことに心より感謝申し上げます。告示研修は2026年度から東日本・西日本の拠点での開催となります。これまで開催を担っていただきました各都道府県（診療）放射線技師会の皆さまの多大なるご協力に改めて御礼申し上げます。

本年度の大きなトピックとして、2026年（令和8年）診療報酬改定に向けての議論があります。今回の改定では、医療経営の改善と、長年の課題であった医療関係職種の処遇改善が重点的に検討されました。その結果、本体の改定率はプラス3.09%（令和8・9年度の2年度平均）という近年まれに見る高い水準が示されています。この大幅な引き上げは、医療従事者の職務が正当に評価された結果であると同時に、社会からの大きな期待の表れでもあります。診療報酬の向上に見合った、より高い質で安全な診療放射線技術の提供は、われわれに課せられた責務です。賃上げの恩恵を受けるだけではなく、国民へ質の高い医療として還元していく姿勢を改めて示していくことが必要であると考えています。



2026年度の役員選任において、本会は全国理事を8人増員し選挙をしていただくことになりました。その狙いは、8地域から選出される地域理事は、各都道府県技師会との連携・地区活動の充実に注力する一方で、全国理事は各委員会の委員長や分科会担当役員として会務運営の中核を担うことにあります。この役割分担の明確化により、現場の声を吸い上げ、本会の情報を提供する「地域力」と、迅速かつ実効的な事業の「実行力」を両立させた、新しい時代の理事会運営を目指します。

産業界での安全対策の強化を受け「電離放射線障害防止規則（電離則）」等の改正により、工業用等の装置では自動警報装置の義務拡大や安全装置（インターロック等）の義務化が進みました。一方、医療用装置は一部の義務化の対象外とされ、被ばく低減措置の位置付けの明確化等が図られています。しかし、これはわれわれへの信頼の証しであると同時に、重い責任を再確認させるものです。「医師、歯科医師以外に人体に放射線を照射できる唯一の職能」としての誇りを持ち、法令順守を徹底し、安全な放射線利用の最後のとりでとして、その職責を果たしていただくよう強くお願い申し上げます。

私が2020年に会長に就任してからの目標の一つであった官公庁への診療放射線技師の派遣が、少しずつ拡大してきました。2026年新年度からは、いくつかの新任者を加えて、厚生労働省に6人、環境省に6人、そして原子力規制庁にも10人以上の多数の診療放射線技師が配置される体制になります。行政の場で診療放射線技師としての専門知見を生かし、国民に貢献できる道が大きく開かれたことを大変うれしく思います。出向を認めていただいた施設の皆さま、ご紹介いただいた皆さまに心から感謝申し上げます。

また先般行われました第51回衆議院議員総選挙の結果、本会顧問である畦元将吾氏が再び国政の場に復帰されました。医療行政に精通した畦元議員と共に、診療放射線技師がその専門性を存分に発揮し、国民のために活躍できる環境をより強固に整えていけることを確信しております。

新年度に向け、着実に診療放射線技師が社会に貢献し、国民からの評価を高めていけるよう本会は活動してまいります。